

ですけど、元の国の直轄に戻したりとか、そういうことが行われてきているわけですね。それはそれなりの理由があるのかも分らないけれども、五年、十年、二十年という単位でそういう朝令暮改的に組織を変えていくと、それはどう考えてもおかしいね、これはと、税金の使い方がそんなのでいいのですかというふうになつていくと思うんですね。

そういうことに気が付くことを、現場に行つてみて初めて、独立行政法人問題というのは物すごく根が深いと、国立大学法人も含めて。平成十年前後の省庁再編のときに、外に出して公務員の数を減らすみたいなのが、あつたかも知れませんが、けど、そういう大局的と同時に、国民の側に立つた鋭いセンスで、視点で食い込むことができるかどうかというのは、議員のもちろん力量もあるし、政党の、また議員有志間の勉強会もあるかも知れませんが、やはりそれは露が関と一緒にやるわけにはいきませんので、それはもうひとえに国会議員の質と自覚を高めて一緒にやるとこれは大変な威力を発揮するということ、こんなことばかり言つて申し訳ないんですけど、それが鍵を握っているなということ、これも現場に行つて痛感した次第でございます。

独法改革もこれから物すごく大事なテーマだなということをも感じております。

○杉久武君 ありがとうございます。  
国会議員のお話が今出てきたと思うんですけども、視察されるに当たつて職員の方と一緒に動かれて現場を見られてきたと思うんですが、国会議員のやはり専門性が高くなつていく必要があると思うんですが、三十回超える視察をされた経験をも踏まえて、国会議員に対してこういう点についてもっと強みを持つてほしいとか、そういう点について具体的にあれば教えていただきたいと思います。

○参考人(山下栄一君) 私は、国会職員の方、今日もお見えてくださいますけど、物すごい自制が、自己抑制が働いてしまう体質を持っているという

ことを物すごく感じました。それは人事とかいろんなところでやつぱり余り突き出たことをしにくいようなことがあつたのではないかと思いますけど。

私、一つ感じたのは憲法解釈です。ちよつと今の御質問にされるかも知れませんが、憲法解釈、内閣法制局で憲法解釈、私はなぜ参議院法制局を使わないのかなということ、議員立法あるということ、その議員立法が憲法と整合性あるのかという点、このことを憲法まで踏み込んでみると法律作れないはずなので、憲法の考え方、解釈も参議院法制局ができるはずだと私は思ひまして、聞いてみたら、やつていらっしゃるんですね。実際、委員会で法制局長が法制局長官と言ひませんですけど、参議院法制局長が答弁されていると、めちゃくちゃ少ないんですけど、憲法解釈について答弁されているという例もないことはない。

そんなことも知つていくと、やつぱり立法府の役割、議院法制局法、国会議員法、議院事務局法、そういう法律そのものをもうちよつと真正面に据えて勉強していくと、やはり戦前の体質がまだ引きずつて今日に至つては面がまだ残つていて、憲法四十一條の国権の最高機関のスタッフという、党派を超えてハウスのスタッフなんだと、この辺の自覚が高まつて、一遍にいきませんけど、体質を変えていかないと、体質変えるかどうかは議員自身の自覚にかつていてるんじゃないかと、議員の自覚によつてどうにもなつてしまふ、生かすも殺すも議員の、ハウスのメンバーの自覚にかつていてるというようなことを痛感しております。

今、杉議員の質問に直接する答えになつていないかも知れませんが、そんなことを感じております。

○杉久武君 ありがとうございます。  
あと、もう一点、山下先生に伺いたいと思ひます。

先ほど来何度も出てきました内部監査的なやり方、継続的な監視活動というものが今足りない、そ

れが必要であるというお話がありました。

やはり、当然、ハウス又は委員会、調査会等が主体的になつて、視察を含め、また委員会での質疑も含めて、この調査、検査や監査をやつていくということ自体は非常に大切であると思ひますが、やはり常設的に、ただ機能として監査が行われていないと、なかなかできるときとできないときの波が激しく出てしまふんではないかなと思ひます。

私も具体的な考えがあるわけではないんですけども、やはり民間で内部監査部門といひますと、完全に社内といひえ独立はしておりますし、評価を受ける対象も、またそのレポートするライオンも完全に現業から外れておりますし、逆に内部監査の人たちは、それが専門職としてそういう視点での教育も受けて、研修も受けて、そのスペシャリストとして社内生きていくという形でしつかり役割分担ができていくと思ひます。

そういう形では、やはりそういう行政監視の観点からも、参議院を中心として、やはりしつかりとした常設的な機関を設置をして、定期的な、決算における会計検査院のようになつて報告なり定期的な報告を受けながら、視察にも絡みながらルーチン化していくのが必要ではないかと思ひますが、その点について御意見いただきたいと思います。

○参考人(山下栄一君) 行政監視委員会の場合、総務省の行政監察、行政評価を年次の、これは霞が関の方の行政監察を聞くということとはちゃんとやつてきているわけなんですけど、私はそれは、それを基にした国会の行政監視というのはその程度になつてしまふと。

私は、行政監視委員会として、この統治機構の調査会も非常に計画的に意欲的にやつておられることを感じるんですけど、行政監視委員会もスケジュールをきつと年間計画を立てて、行政監察も、総務省の方も年間計画でやつていくわけですし、会計検査院もきつと年間計画を立ててチェックやつていくわけなので、行政監視

視察委員会の委員会としても計画を、年間スケジュールを基に、なかなかやりくりするのも難しいかも知れませんが、それを踏ん張つて、年間計画、スケジュールをちゃんと組んで、年に何回やる、委員会、視察はこれだけ、質疑はこれだけみたいなことを計画的にやるのが物すごく大事だと。

これは、日程確保するのは大変ですけど、それは理事会中心に結束すればできぬことはないのではないかと。たとえ二時間でも近くに行こうじゃないかというふうなことで、フットワーク軽くやつていけることもないと思ひますので、計画を立てて、会計検査院が会計検査を年間計画やつていけるように、行政監視委員会も、またほかの常任委員会も計画立てて視察とか質疑をやるということとは、法案審査だけじゃなくて、行政監視のための視察という、そういうことがやはり今大事ではないのかなということ、杉委員の質問しながら感じた次第でございます。

○杉久武君 では、高安参考人に質問をさせていただきます。

余り時間もありませんので簡単に質問させていただきます。先ほど御説明いただいた話と重複するかもしれませんが、やはり今の日本の二院制の中で権力分立的なコントロールを参議院は担わなければいけないというお話がありましたけど、実際ねじれたときには、なかなか法案も通らずに、なかなか難しい政局の局面が続いたという経験もありまして、やはりその観点から、今の参議院の制度の中で特にここだけ、ここは制度自体から変更した方がいいというところがあれば御指摘いただければと思ひます。

○参考人(高安健将君) 私自身としては、制度に依存するのではなく、むしろやはり政党間でどう運用するかという、何といひましようか、政治のその芸術のところでこの問題は解決すべきことなんだらうと思ひます。基本的に権力分立制というのは制度に解決策がないというところが大きな問題のシステムでありますので、その自己抑制を